

質 問 回 答 書

令和8年9月10日

入札参加者 各位

下記工事の公告に関する質問について、次のとおり回答します。

工事名:下地島空港滑走路改良工事(R8-2)

No.	質問内容	回 答
1	当工事にて使用する施工機械(切削機、スキャパー)が、宮古島内及び伊良部島内に無い際は、沖縄本島もしくは、他県からの手配になるが、運搬費用(陸上運搬・海上運搬)は、設計変更の対象となるか御教示願います。	施工機械については地域内での調達を想定していますが、地域内の調達によりがたい場合は、「空港土木工事における遠隔地からの運搬費用の積算方法等」(航空局HP)に基づき、当該建設機械が無いことを証明する資料及び運搬起点を選定した理由等の証明資料を整理し、協議を行うこと。 必要があると認められた場合は、設計変更協議の対象とします。
2	専門業者が繁忙期にあたる質問日現在協力業者の手配に時間を要すると考えられる事と共に、海象条件悪化の為施工機械の運搬に時間を要することが考えられるため、工期の延長変更(次期繰越)は、可能か御教示願います。	工期については、受注者の責めに帰することができない場合には、契約書第22条の規定に基づき工期の延長を請求できます。その請求内容を確認し、必要があると認められた場合は、工期の延長が可能となります。 なお繰越については、不測の事態により工事が完了しない場合に、県議会の議決及び国の翌債承認を得て、翌年度へ繰り越す工期の延長が可能となります。
3	基本施設における日々復旧工事の確実な施工を目的としてアスファルトフィニッシャーの予備機を現場付近に待機させると思われますが、現設計の仕様がありません。配置させるアスファルトフィニッシャーの損料は、設計変更の対象となるか御教示願います。	空港請負工事積算基準に基づき、必要があると認められた場合は設計変更協議の対象とします。
4	施工箇所に配置されている灯火(滑走路灯・誘導路灯)は、別途工事にて撤去・仮設切換・復旧を施工するのか御教示願います。	灯火については、別途工事での施工を予定しています。
5	ショルダー、仮舗装で使用する密粒度アスファルト(20)の単価をご教示願います。	沖縄県のHPで公表されている実施設計単価表の単価を採用していますので、HPをご確認ください。
6	切削した殻を処分場へ直接運搬処理できないことから、現場内に一時仮置きする必要があります。その場合、現場内での積み込み作業が発生しますが変更の対象となるかご教示願います。	必要があると認められた場合は、設計変更協議の対象とします。
7	20t以上の機械(路面切削機)の島内運搬費用(平良港⇄下地島空港)が計上されてません。設計変更の対象となるか御教示願います。	必要があると認められた場合は、設計変更協議の対象とします。